

運転免許証を自主的に返納される

65歳以上の高齢者を支援します！

東峰村では、平成29年4月から運転免許証を自主返納される満65歳以上の高齢者を対象とした「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を行っています。

【対象者】 村内に居住している満65歳以上の者で、平成29年4月1日以降に、

- ①（自主返納者）運転免許証を自主返納し、今後再取得の意思がない者
- ②（免許失効者）運転免許証の更新を受けずに免許を失効し、今後再取得の意思がない者

【支援内容】 村が発行する「タクシー利用券 30,000円分」（とほっぴペイカード）

- ・有効期限は、交付日から1年間です。
- ・村内タクシー業者にて利用できます。

【申請から交付までの流れ】

[1] 免許証返納手続き

- 受付場所：朝倉警察署1階 交通課 又は 県内各運転免許試験場
 - 受付時間：月曜日～金曜日（祝日、休日を除く）の午前9時～午後4時
 - 申請時に必要なもの：**運転免許証**
 - 問い合わせ：朝倉警察署 交通課 TEL0946-22-0110
- ※免許証返納手続きができるのは、ご本人様に限ります。

[2] 高齢者運転免許証自主返納支援事業の手続き

- 受付場所：東峰村役場 総務企画課 又は 小石原庁舎 住民福祉課
 - 受付時間：月曜日～金曜日（祝日、休日を除く）の午前9時～午後5時
 - 申請時に必要なもの：（自主返納者）申請による運転免許取消通知書の写し
取り消しとなった運転免許証の写し
とほっぴペイカードの写し

（免許失効者）失効した運転免許証
再取得の意思がない旨の誓約書
とほっぴペイカードの写し
 - 問い合わせ：東峰村役場 総務企画課 消防安全係 TEL0946-72-2311
- ※申請は、運転免許証を自主返納した日 又は 失効した日から起算して6か月以内に必要書類を添えて、総務企画課消防安全係に提出してください。

[3] 審査後、タクシー利用券をとほっぴペイカードへ入金、ご本人宛に決定通知を郵送いたします。

（以上で手続きは終了です。）

東峰村役場 総務企画課